

京都市障害者支援施設大原野の杜条例施行規則を公布する。

平成23年10月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第38号

京都市障害者支援施設大原野の杜条例施行規則

(事業)

第1条 京都市障害者支援施設大原野の杜条例(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 同法第5条第9項に規定する短期入所

(利用料金)

第2条 条例第6条第2項第1号に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

2 条例第6条第2項第2号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 利用時間が4時間未満である場合 1,870円
- (2) 利用時間が4時間以上8時間未満である場合 3,760円
- (3) 利用時間が8時間以上である場合 5,050円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項の利用料金を定める規則は、廃止する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)